

令和四年十二月二十三日（号外第二百七十五号）国家公安委員会告示第五十三号（交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件）（原稿誤り）

一八九スーミ表中改正後欄中二四行目の次に次を加える。

**第3節** 歩行者の保護など

【1・2 略】

**3** 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車で通行している人がいる場合や白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。

【4～10 略】

回スーミ表中改正後欄中二〇行目の次に次を加える。

**第3節** 歩行者の保護など

【1・2 同左】

**3** 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車いすで通行している人がいる場合や白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。

【4～10 同左】

一一〇	改正後欄中 九	(4)	
一一一	改正後欄中 二	横断中の者	横断中の歩行者及び遠隔操作型小型車
”	”	”	”
”	”	”	”
”	改正後欄中 一	横断中の者	横断中の者
”	改正後欄中 七	横断中の者	横断中の者

一一二スーミ表中改正後欄中一五行目の次に次を加える。

黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができますが、歩行者及び遠隔操作型小型車や車は、進んではいけません。
黄色の灯火の点滅	歩行者及び遠隔操作型小型車や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができます。
同スーミ表中改正前欄中二三行目の次に次を加える。	
黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができますが、歩行者や車は、進んではいけません。
黄色の灯火の点滅	歩行者や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができます。